

第7号議案 定款の変更

変更の内容

旧（現行）	新（変更後）
<p>第1章 総則 （事務所）</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市駿河区丸子三丁目7番9号に置く。</p> <p>第1条（略）</p>	<p>第1章 総則 （事務所）</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市駿河区丸子三丁目12番52号に置く。</p> <p>第1条（略）</p>